

福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和6年6月21日（金） 午前10時00分～午後0時22分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

3番 神谷 直子、 4番 杉浦 康憲、 5番 野々山 啓、
7番 福岡 里香、 8番 岡田 公作、 11番 鈴木 勝彦、
13番 倉田 利奈、
オブザーバー
副議長（6番） 今原ゆかり

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

一般1名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、ICT推進GL、ICT推進G主幹、
福祉部長、健康推進GL、健康推進G主幹、介護障がいGL、
福祉まるごと相談GL、地域福祉GL兼共生推進GL、地域福祉G主幹、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営GL、学校経営G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第38号 高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の一部改正について
- (2) 議案第39号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
- (3) 議案第40号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (4) 議案第41号 高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条例の一部改正について
- (5) 議案第42号 事業契約の変更について
- (6) 議案第44号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
- (7) 陳情第3号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情
- (8) 陳情第5号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情
- (9) 陳情第6号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情
- (10) 陳情第7号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る6月18日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり議案6件、陳情4件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいります。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については副委員長の岡田公作委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあればお願いいたします。

説（企画部） 特にございませぬ。

委員長 これより質疑に入ります。

《議 題》

- (1) 議案第38号 高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(13) 今回、一部国の法律に定めるっていうことでその部分がいわゆる準用するような形の条例になったのかなと思うんですけど、これちょっとよく分からないんですけど、ほかの条例においてもそういった条例があるんですけど、今回、その準用するような形にしたっていうのとしてないような条例もあるんですけど、その違いってのがよく分からないので、なぜ今回そういう形になったのか、その基準みたいなものがあつたら教えていただきたいのと。

あと、これ今回の条例改正により、国のこの法令でいくと、国基準、全く国基準になるのかなと思うんですけど、この第1号の被保険者数の保険者の数っていうのは高浜市においては何名になるんでしょうか。

答(介護障がい) まず今回、国の規定を準用するような条例にしたということに対して、ほかの条例はどうなのかということの御質問をいただいたと思います。3月議会でも、地域密着型サービス等の基準条例を改正をさせていただいておるところでございまして、介護の関係については本条例の改正がされますと、基本的には国の準用をする必要のある条例の改正は以上ということと考えております。

4月1日現在の高齢者人口は9,565人となっております。

問(13) 高浜市における人員配置基準というのは、現在この配置を満たしているとい

う理解でいいのかということと、それから先ほどのこの条例改正の話なんですけど、これ近隣自治体も同じような形で条例が制定されてるんでしょうか、こういう介護のものについてはってことなんですかね。そのあたりがちょっとよく分からないので教えていただきたいと思います。

答（介護障がい） 配置につきましては満たしておるものと思っております。

それから近隣の自治体の状況でございますが、今回の条例のいわゆる地域包括支援センターの基準につきましては、ちょっとこれは近隣の市においてもまちまちというような状況がございますが、近隣でいきますと、刈谷市、安城市は本市と同様、今回の改正と同様な形で準用の規定を設けておる条例になっております。

問（４） この条例変更によって現在の職員さんの配置、あと仕事の動きですね。それに何か違いが出てくるのか教えてください。

答（福祉まるごと相談） 本市におきましては、先ほど本年４月１日現在の高齢者人口が9,565人ですので、うちは保健師５人、社会福祉士その他これに準ずるものとして２人、主任介護支援専門員２人を配置しております、国の基準は既に満たしている状況です。特に影響がございませんので、今の業務に何らかの影響はございません。

問（13） 今、満たしてること、5人、2人、2人ってということで、これっていうのはもちろん専属で地域包括支援センターの業務に当たってっていう理解でよろしいですね。そこの確認だけお願いします。

答（福祉まるごと相談） 委員のおっしゃるとおり、地域包括支援センターの専属として配置しております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第38号の質疑を打ち切ります。

（２）議案第39号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（13） まずこの女性文化センター、こちらの設立目的について教えていただきたい

と思います。

答（文化スポーツ） 女性文化センターの設置目的ということでございますけれども、設置及び管理に関する条例の1条のところに規定してございます。女性の多様な学習需要に応え、生涯学習及び学習成果の活用を提供するとともに、女性の交流を図り、及び学習情報の提供に資するためということが目的でございます。

問（13） この女性文化センターっていうものが愛知県下でもほとんどないらしくて、私、他の自治体の議員さんにも聞かれたことがあって、今やはり男女共同参画とかいろいろ研究とか活動されている方々から、どのような、そういう活動の場というか、事業されてるんですかって聞かれたんですけど、私の中では、高浜市総合サービスが指定管理をしていて、ほとんど特に独自の事業もないのかなと思うんですけど、今事業内容とか、どのような形で、先ほど設管条例の第1条を読んでいただいたんですけど、それに基づくようなことってどのようなことになっているのか教えていただきたいと思います。

答（文化スポーツ） 今回、使用料手数料条例の一部改正ということで参考までにということでお答えをさせていただきたいと思いますが、議員も御承知だと思いますけれども、会議室ですとか和室といった部屋を備えておりますので、そういったところを市民の皆様にご利用いただいております。そうした中で様々な学習活動などが行われているというふうに承知をしております。

また事業としましては、指定管理者の受ける自主事業ということで、例えば現在ですと、書道ですとかそういった教養を高めるような生涯学習の場、そして市民の皆さん同士の繋がりを深める場ということが行われてございます。

またロビー等には情報コーナーもございますので、そういったところで男女共同参画に関する様々な情報提供ということを行っております。

委員長 委員にお話します。議案の範疇で質問をしていただくように心がけてください。

問（13） 高浜市、公共施設の在り方っていうことでこの間総合計画とかいろいろつくられてきたわけなんで、今回、やはり婦人会の方が解散されて使わなくなった部屋を手数料条例を設けるってことだと思うんですけど、ただ単に設けるっていうだけではなくて、やはりどのように公共施設の在り方の協議の中でされてきたのかなっていうところが重要だと思うんですね。今まで多分婦人会さんが使われてきたので、やはり女性の活躍の場とか女性がいきいき生活できる地位向上とか生活の向上とかそういうのに向けた活動とかされてきたのかなと思うんですけど、そういった活動の場が今後婦人会さんが解

散されてなくなりますよっていった場合に、じゃあその施設をどうしていくのかっていうことをやはりしっかり公共施設の在り方として全体的に考えていく必要があると私は考えているので、それであえてお聞きしてるんですね。

今回、この6月議会で議案の上程が出てきたってことで、まずこの婦人会の解散の申し出と、あといつ実際に解散されたかについてもお答えいただけますか。

委員長 議案とは関係ありませんので、質疑を変えてください。

問(13) だから、今ここで設定をすることが適切であったかどうかを確認したいためにお聞きしたいと思います。

委員長 議案の範疇で答えてください。

答(文化スポーツ) 婦人の会の解散ですけれども、今年の3月16日に総会が行われてそこで正式に決議されました。それを受けまして今回改正をするということでございますけれども、まずはそのまま空き室にしておくのも活用の面でどうかというところがございましたので、今回、貸室にするという議案を出させていただいたところでございます。

問(13) 先ほどから言ってるように、やっぱり公共施設の全体的にこの位置がどういう位置付けで今後どのようにしていくかっていうところを多分協議されたと思うんですけど、以前ちょろっと何か話に出てた多文化共生をどこにするかっていうところで、ここも候補の一つかなと思ってのんですけど、そのあたりの協議の内容としてはいかがだったんでしょうか。

答(こども未来部) 女性文化センターを含めて市の総合的な市が抱える既設の施設につきましても、先ほどの多文化共生という話もありますけれども、そういったことも含めて総合的に協議していく形になってくるかと思っておりますので、とりあえず今回は女性文化センターの部屋が空いたというところがありますので、それに合わせて使用料手数料条例を改正するというものでございますので、今後そういった面も含めて検討していくことになろうかと思っております。

問(13) 3月16日に正式に婦人会さんから解散の申し出があったっていう話なんですけど、多分その前から婦人会さんきちんとお話しされてるのかなと思うんですよね。そう思うと、やはり公共施設の在り方本部会議でしっかり議論した上で、やはりここは貸館として必要だっていう議論なら私はいいと思うんですけど、そのあたりがやはりいつも何かただ単に使用料手数料条例を定めればいっていいというような、ちょっと私は短絡的な

考え方なのかなと思ってしまうので、やはりそのあたりしっかり協議すべきだと思うんですけど。そういった多文化の話は全くの間協議はされなくて、ここに入れるとか多文化じゃなくても、ここの利用については…

委員長 倉田委員、議案の範疇を超えておりますので質問を変えてください。

問（13） いや、議案の範疇じゃないですよ。ここをただ単に手数料を設けて市民の利用にするっていうことが有効かどうかってことは非常にこれ重要ですので、それで私聞いてますので、しっかり答えていただきたいと思います。ほかの今まであった部屋の利用率について教えてください。

委員長 これも議案の範疇を超えてるとは思いますけども、一部改正のこの議案に関しての質疑をお願いいたします。

問（13） ですから、ほかのところがすごく利用されていて、やはりここは市民の利用に供するようにしたほうがいいってことであれば、それはそれで私は理由がつくと思うんですね。だからそのあたりを私は確認したいとお聞きしているのです、これはぜひお答えいただきたいと思います。全然、議案の範疇ですよ、これは。

委員長 議論の場が違うと思いますので、違う質問に変えてください。

問（13） では、ここの場所ですね、今回ここの部屋2部屋空いたからということと、あとやきものの里かわら美術館のレストランのところの一部、手数料条例改正されるってことなんですけど、女性文化センターの事務室の中を文協の方が使われてるのかなと思うんですけど、もしそれ使われてるようであれば、これは使用料手数料条例に載ってないような気もするんですけど、今回そのあたりは何か議論も何もなく、今の状況、それからそれがもし本当にそこで使っていれば、今回、手数料条例にも載ってこなかった理由についてもお聞かせください。

委員長 答えられますか。議案の範疇で答えてください。

答（文化スポーツ） 文化協会が事務室を使っているという点については承知しておりますけれども、現在、経緯等について確認をしているというところでございます。

問（13） 現在、経緯等を確認してるって、この今回一部改正するわけですからやはりそれはしっかり現実と合ったような手数料条例の改正をすべきだと思うんですね。

あと、やきものの里かわら美術館・図書館の条例改正なんですけど、1か月4万6,750円で、今までは電気料だけ実費でもらってたのかなってところなんですけど、そうすると、例えば水道とかガス料金についてはこの4万6,750円に含まれているのか

どうかっていうのが、今回、同じ金額なのでよく分からないので、この4万6,750円の積算根拠についてまずお聞かせください。

答（文化スポーツ） かわら美術館・図書館のレストランに係る規定についての御質問いただきました。従前は電気料は実費というふうに規定をしておりましたけれども、実費負担としましては、電気代だけではなくて、ガス代、水道代、そういったところもレストラン事業者が負担してまいりました。ですので、今回その実態に合わせて光熱水費は実費という規定をさせていただいたものでございます。従いまして、この4万6,750円の中に水道代が含まれているといったようなことはございません。

問（13） ちょっと今の答弁よく分からなかったんですけど、今までも含まれていなくて、ガスとか水道料金は個別にレストランの入った事業者さんが払っていて、今後も変わらず支払いもするけど、ここの表現方法を変えたっていう理解でいいんでしょうか。よく分からなかったのでお願いいたします。

答（文化スポーツ） 繰返しになりますが、これまでもガス代、水道代というのは事業者が実費負担をしてまいりました。その実態に合わせて、言葉のほうを光熱水費は実費という規定にさせていただいたというものでございます。

問（13） この4万6,750円のちょっと積算を答えていただけないのでよく分からないんですけど、厨房等の備品類については別契約になってるのか、これは含んでこの金額になっているのか、どういう形になってるんでしょうか。

答（文化スポーツ） いろいろテーブルや元々備えられていた備品等がございしますが、そういったものはこの使用料の中に含まれております。

問（13） 委員長が議題外だ、議題外だっておっしゃるんですけど、やはりここを貸館にした、ごめんなさい、もう1回女性文化センターの件ですけど、貸館にしたっていうことは貸館にする理由があると思うんですよね。今後、どうするかっていうのは全く協議しなかったってことはないと思うので、やっぱり、だから先ほど言ったように、私はぜひほかのところの利用実態についてお聞かせいただきたいんですよ。やはりもう本当に女性文化センターが利用率が高くて、ぜひぜひここは貸館にしたいっていう思いなのかどうなのかっていうところはすごく重要なことだと思うんです。中央公民館が取り壊されたときに利用率のことを非常に言われておりますので、ぜひお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 答弁はもう既に文化スポーツグループなりが答えておりますので、同じ答弁が

繰り返しになると思いますので、ほかに質問を変えていただけますか。

問（13） だから利用実績を教えてくださいとお願いしているわけなので、それを教えないのか教えるのかそれを判断するのは文スポだと思いますのでお願いします。

委員長 新しい答弁があれば答弁してください。なければ答弁を済ませておりますとか、そういう答弁で結構です。

答 弁 な し

委員長 今のところもう既に御答弁しているということ判断します。

ほかに質問をお願いします。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第39号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第40号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（13） 委員長すいません、積極的に御答弁いただけるように促してください。お願いします。私たちの代表者ですのでお願いいたします。

委員長 答弁が同じ答弁の繰り返しになりますので、それを注意しただけです。

問（13） 同じ答弁じゃなくて、違う。私、答弁していただけてないから聞いてますからね、先ほどの利用実績は。しっかりお願いいたしたいと思います。

家庭的保育事業の設置及び運営に関する基準なんですけど、これいわゆる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴って、最低基準、特に職員の配置基準、ここ一番重要かと思うんですけど、これを法律のそのままを適用されてる、準用されてるのかなというような形なんですけど、それ以上の何か今こういう形の家庭的保育、3、4、5歳はないからということで、特に議論もなく準用されたのか、そのあたりの理由について教えてください。

答（こども育成） 今回、国の基準が改正されたことに伴い、それに合わせた形で条例のほうを改正したっていうものでございます。

問（13） だから、国の基準以上のものはないのかなと思うんですよね、この高浜市の条例の今回の条例、議案上程されたものに関しては。なので、国の基準以上のものにしなかったっていうのは、その理由というか協議の内容について教えてください。

答（こども育成） 今回、国から示された基準に沿った形で条例改正を行ったものでありまして、特に市独自の基準を設けるというものは、今回検討はしてございません。

答（13） 家庭的保育事業所が、今後、やはり長いで見ると少子化とか人口減少ということで、高浜市もそれなりの影響を今はあんまり下がってませんが、受けてくると思うんですけど、家庭的保育のこの基準もこうやってずっと条例化されてるってことなんですけど、何か今後の見通しというか家庭的保育の在り方というか、今、保育園、幼稚園があって、家庭的保育があって、あと小規模保育があってってことなんですけど、そうすると家庭的保育っていうのがなかなか今でいうと最後の砦みたいな感じで運営されてるんですけど、そのあたりは何かちょっとお考えというか、お聞かせいただけたらと思うんですけど、これを機に。議題外って言われちゃうと議題外かもしれませんが。

委員長 答えれる範囲で教えてください。

答（こども未来部） 家庭的保育におきましては、待機児童対策という側面もありますけれども、やっぱりあの年代の子供たちを小集団の中で受け入れていく、また家庭的保育ならではの保育という部分もありますので、そういったことを利用者の方に選択していただきながら、高浜市の中で保育のサービスを受けてもらうという事業でありますので、将来的な人口動向等につきまして、そこは勘案しながら、家庭的保育、通常の認可保育所等々全体を見ながら、その状況を見極めていくという形になりますので、家庭的保育だからどうかそういう考えではありません。

答（13） 今回、3歳、4歳、5歳っていう今家庭的保育ではやっていない保育事業の条例改正部分に当たるのかなと思うんですけど、今後としては、今の部長の答弁でいくと、今までの乳児さん、いわゆる0、1、2歳児に関しては、家庭的保育は継続されていくけど、特にこの条例にあったような3歳児、4歳児、5歳児いわゆる幼児年齢には広げるような考えは今のところはないっていう考えでよろしかったですね。

答（こども未来部） いわゆる地域型保育事業におきまして、もともと、0、1、2をカバーするという部分もありますので、そちらを進めてきておりますけれども、3、4、5歳におきましては、現状の保育施設でカバーできているという状況もありますので、そこに広げていくという考えはございません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第40号の質疑を打ち切ります。

（4）議案第41号 高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会
条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（13） この概要資料を見ますと、先日の総括質疑で令和6年6月6日、教育委員会がいじめ問題対策委員会より調査報告書を受理したということで御答弁がございました。このフローを見ますと、特に受理しました、答申ありました、市長に報告を何日以内にしなきゃいけないとか特にそういうのも示されていないんですよね。現在、これ示されていれば、市長がもうこれまだ可決されてないもんですから、このいじめ問題の再調査委員会っていうのがなかなかもうある程度この可決をすることを前提に準備をされてるのかもどうかちょっとよく分からないんですけど。今これ市長に報告はされてるのかされていないのか、もしされているのであれば、もうその市長がこのいじめ問題の再調査委員会についても、早急にこの議決後、委員長とか指名しないといけないと思うんですけど、そのあたりの今の状況を教えてくださいませんか。

委員長 委員にお話します。ただいま傍聴の申し出がありましたので、傍聴を許可いたしましたので、御了承願います。

答（教育長） 過日、総括質疑において、12番議員さんに回答したとおりでございます。

問（13） ということは、市長にまだ報告がされていないという理解でいいのかなってところで、ここが特に何日以内っていうことも示されていませんし、6月6日に受理をされたのであればもう2週間たってるんですよね。市長から報告もないし、ホームページにも全然今載ってないのかなという状況なので、やはりこの再調査に関してもあ

る程度スピード感を持ってやらなきゃいけないっていうところで、日程も特にフローでどれぐらいが望ましいとかも書かれてないし、もちろん条例とかにも書かれてないし、この再調査委員会の規則がちょっと今示されていないのでよく分からないんですけど、この規則にはそういったようなことが示されているのかどうかっていうことと、再調査委員会が委員5人で組織するとあるんですけど、いじめ問題対策委員会の委員と再調査委員会の委員は全く違う人を指名するという事でよろしかったのかなと思うんですけど、その確認もしたいと思います。

答（こども育成） まず、いわゆるどのような形で再調査をしていくのかということと規則でそのようなものがうたわれているのかという御質問についてでございますが、今のところ規則等を定める予定はございません。ただ、文部科学省のほうから、いわゆるいじめ重大事態の調査に関するガイドラインというものが示されておりますので、それに即した形で調査をしていくというふうに考えております。

また二つ目の御質問の再調査委員は、いわゆるいじめ問題対策委員と同一の方かどうかという御質問でございます。調査結果に対して再調査を行うため同一の方は予定してございません。

問（13） 規則とか多分国のガイドラインに沿いますよっていう話なんですけど、あくまでも国のガイドラインなので、以前、私も一般質問でも少し触れましたし、このいじめ問題対策委員会の条例が議案上程されたときにもお話したんですけど、やはり被害にあったお子さんや御家庭の方っていうのは、やはりその重大事案になるっていうのはそれなりのストレスやそれからいろんな心労を抱えた状況だと思うんですよね。そういう状況ではやはり少しでも早く解決し、次の道へ進んでいただくとか、お子さんの心の安定、保護者の方のそういったストレスをなくすってことも非常に重要なんですけど、今いじめ問題対策委員会から教育委員会、調査報告書を受理しましたよってことなんですけど、これ多分事案が出てから2年近くかかっちゃってるんじゃないかなと思うんですよね。そう思うと、やはり非常に時間かかり過ぎてると思うんですね。そういう状況で、市長が…

委員長 簡潔明瞭に質問をしてください。

問（13） 市長が今回、再調査委員会に向けてそういう時間がかかっていたりとか、なかなか答申出て来ないっていったときには、何もちょっとそのあたりが何も触れられて、ちょっと条例上はないんですけど、そのあたりはどのようにされるのかっていうところ

と。

あと、対策委員会のほう、これ委員の名前ずっと教育委員会お名前をおっしゃってくださってないんですね、第三者委員会に関しても。再調査委員会は、せめて委員の名前っていうのは公表していただけるんでしょうか。お願いします。

委員長 総括質疑で相当詳しく答弁をしていただいております。だから今の質問に対して再度答えられる部分があれば答えてください。

答（こども育成） まず期限について明らかにすべきではないかというような御質問だと思います。内容がどのような重大事態に該当するのかっていうような内容や、やっぱりボリューム、またその複雑さ、いろんな事例に応じてやはり必要な調査の量やまた確認する内容についてもいろいろなケースが想定される中で、例えば2か月で答申しなければならないとか、そのような期限というのはなかなか設定しづらいのではないかと、そういうところもありまして、日程等については明確にしていけないというのが実情でございます。

また、委員の公表がどうかっていう御質問につきましては、実際に公表することとなったときにそのあたりは委員さんの状況とか近隣市の公表の仕方等を参考にしながらまた検討させていただきたいと考えております。

問（13） いろいろ事案によって時間かかるっていう話なんですけど、市長が教育委員会から報告を受けてから今度の再調査委員会に諮問するまでっていうこのスピード感はずごい大事だし、これはそんな時間が何時間もかかるとかっていうのはあり得ないと思うんですけど、それについてはどれぐらいの期間を考えてみえるでしょうか。

委員長 議案の範疇を超えていると思います。質問を変えてください。

問（13） すいません、この条例がどのように再調査委員会が設置されて運用されるのかっていうのはすごく重要ですよ、委員長。

委員長 分かりますよ。

問（13） ですから、それに関して、この条例の制定により、どのように運用されるかまで書いてないもんですから、そこはやはり市民の皆さんにお伝えしなきゃいけないと思っているから私はこの場で聞いているのであって、委員長は我々の代表者なんですから、今なんかずっと聞いてると、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・の、ぜひともきちんと聞いていただけるように答弁、逆にしっかりしてくださいっていうふうに言ってください。

お願いします。

委員長 質問はいいですか。

問（13） だから質問に対してちゃんと御答弁ください。お願いします。

委員長 総括の質疑と合わせて答弁が漏れているようなところ、新しい質問に対して答弁が必要だと思う部分があれば答弁してください。

問（13） 先ほどの質問は総括全くありませんでしたのでお願いします。

答（こども未来部） 教育委員会から報告を受けてからその内容を精査するという時間についてもその中身によって、先ほどリーダーが話したように複雑な案件がいろいろケースありますので、一概にこの期間までに返答しますということが明言できるものではないと考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第40号の質疑を打ち切ります。

（5）議案第42号 事業契約の変更について

委員長 質疑を行います。

問（13） 今回、毎年8月の企業向けサービス価格指数物価指標年報、日銀の調査統計表使用ということなんですけど、前回も言ったと思うんですけど、8月の指標を基にやってきてなぜ当初予算でできないのかっていうのは私やっぱり不思議でなりません。なぜここで事業変更になるのかっていうのと、あとやはり今回の改定額についてこれよく分からないんですけど、維持管理業務っていうのが業務の内訳がたしか3つあったと思うんですね。その3つのうちのどれがどう上がったのか、改定率がそれぞれいくつになってるのかっていうのがよく分からないので、この事業契約の変更を見るとあまりにもざっくり過ぎていてこれではちょっと議決できませんので細かい内容を教えていただきたいと思います。

答（学校経営） まず、8月の指標であるのになぜ6月議会での議案提出かという御質問でございます。8月の指数の公表は速報値と言われておりますが、こちらが1か月後

の9月下旬におおよそ示されます。さらにその指数の確定というのが速報値の公表後の3か月後、ですからおおよそ12月の下旬になりますが日銀のホームページのほうで確認ができます。事業者のほうはその後物価スライドの算定などの作業を行う必要があるため、今回2月29日付で申し入れがございました。その後、教育委員会でも事業者の内容を精査、そして日銀のホームページ等を精査しながら確認を行いまして、新年度に入った後、仮契約を行った後で直近のこの6月議会に議案を提出させていただいております。

それから今回の改定についてなんですが、今回サービス対価の支払いということで維持管理業務のサービス対価が委員おっしゃるように3種類ございます。警備保安業務と警備保安業務以外の維持管理業務、そしてこの維持管理業務を実施する上で必要となるその他必要な関連業務ということでございます。こちらのそれぞれの今回の変動値でございますが、前回の改定時と比べて、まず保安業務が1.8%上昇、その他維持管理業務が0.4%上昇、今回の変更になりましたその他維持管理業務を実施する上で必要な管理業務ということでこちらが7.1%上昇しております。

問（13） その他の管理業務というのは具体的にどういったものか教えてください。

答（学校経営） その他の管理業務でございますが、事業者の運営費、それから保険料、監査費用などが当たります。

問（13） PFIっていうのがこれだけ後々いろんなところに影響が大きく出てきてしまうということで改めてPFIの契約の恐ろしさを感じているところなんですけど。今回この変更前というのが5,516万8,916円だったと思うんですけど、これ当初から何回も何回もこれ変更してるんですけど、当初の金額、それからここまで変更してきた金額、変更のときの金額をずっと教えてもらっていいでしょうか。どれぐらいの間上がっているのかなというのを知りたいので教えていただきたいのと。あともう1個、さっきの7.1%っていうのが、これ前回からのっていうことになると、その前回っていうのがいつを示してるのかっていうことを教えてください。これ7.1って非常に大きいのでお願いいたします。

答（学校経営） まずこれまでの金額の変更の経緯ということでございますが、合計13回。今私の記憶ですと13回行っていると考えます。それぞれ申し上げます。

平成30年6月に1回目が行われました。そのときは、地中埋設物の工事等で392万円減額変更です。

平成30年12月、第1期工事の物価変動等を勘案して工事費の変更ということで約

3,271万円増額となります。

令和元年5月、アスベストの除去費用として3,183万円増額変更しております。

令和元年9月、消費税等の税率変更等により1,147万円増額しております。

令和2年3月、地中埋設物等の工事の施工増などによりまして2,386万円増額変更しております。

令和2年6月、借入期間短縮等に伴う割賦手数料の削減ということで約80万円減額変更しております。

それから令和2年9月、第2期工事分の物価変動率を勘案ということで6,930万円増額変更しております。

令和2年12月、2期工事分の基準金利の確定による割賦手数料の減ということで約2,898万円の減額となっております。

令和3年3月、第3期工事分の物価変動などを勘案して417万円増額しております。

令和3年6月、第3期工事分の割賦金利が確定したことによる割賦手数料の減額ということで582万円の増額をしております。

令和5年6月、維持管理業務サービス対価の物価変動ということで昨年度ですが1,194万円の増額をしております。

今回の令和6年6月ということで、維持管理業務、その他関連する業務ということで増額変更をお願いしている次第でございます。総額で当初契約の総額となりますが、今回の契約変更額を議決されたと仮定しまして1億6,746万9,215円の増額となります。

それから前回の改定ということでございますが、前回の改定は平成31年度に実施しております。以上でございます。

問（13） 平成31年って言われたんですけど、それがいわゆる先ほどから言っております維持管理業務のサービス対価だけのことをおっしゃってるんでしょうか。あと先ほど私がその他の関連業務の内容を聞いたんですけど、その中の運営費っていうのは特にどういった運営費になるのか教えてください。

答（学校経営） 前は平成31年の指標を用いているということで、令和2年3月にそのときは変更をしております。

それから事業者の運営費を具体的にということでございますが、経理業務とかあと今回の高浜小学校等整備事業を行う上での契約手続きに係る対応です。書類作成、市との調整、あるいは今回のように物価スライドの算定などを行う業務、そして事務所の

管理業務、税務業務などが当たります。

問（13） すみません。ちょっと今の答弁よく理解ができなかったんですけど、結局今回の、これまた同じ御答弁になっちゃうかもしれないですけど、この維持管理業務の改定の部分についてはさっき令和2年3月とおっしゃいましたかね。そこからの上昇分ですかね、ちょっとよくそこがよく分からなかったんですけど。何でこんなこと聞いているかという、さっきその他の関連業務っていうところが7.1%の増ということを言われたんですね。7.1%ってすごい大きいですよ。ずっとこの間、こないだ高取小学校の大規模改修における物価変動のスライド上昇は1.5%で計算されてるので、7.5っていうのがちょっとなかなか理解できないので、このあたりがちょっと説得していただけるような形で御答弁いただけるとありがたいんですが、お願いします。

答（学校経営） 先ほど申し上げましたサービス対価の改定ということで3つ申し上げましたが、その中で今回議案を出させていただいております、その他の関連業務というところが前回の改定年度から一番長い期間改定がされてない部分でもあります。そういったこともありまして、昨今の物価高騰等の影響も受けまして今回7.1という数字になったものと考えております。

問（13） 前回は、その他の関連業務が多分改定率が4.2って出てるんですけど、これがちょっといつなのかわちょっとよく分からないんですけど。これがいつでそれでまた今度7.2っていうのがよく分からないんですけども。もう一度、前回のその他の関連業務っていうのが非常に前から変わってないっていうふうにおっしゃったんですけど、それがちょっといつなのかっていうのを確定したいなと思います。やっぱり7.2っていうのはすごく気になる数字なのでお願いします。ごめんなさい、7.1。

答（学校経営） 改定年度は平成31年度であります。そのときの比較指数が103.3で、今回令和5年8月の指数が110.4ということで、7.1%の差となっております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第42号の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

「委員長、3番。」と発声するものあり。

委員長 3番、神谷直子委員。

意(3) 先ほど13番倉田議員から委員長の名誉に関わるような発言があったと思うので、そちらの部分で倉田議員に取り消していただきたいと思うんですけど、いかがでしょう。

委員長 動議でよろしいですか。

意(3) はい。

委員長 セCONDいただく人はおりますか。

「いない。」と発声するものあり。

委員長 すいません、委員会はいらないってことですね。

ただいま神谷直子議員より13番倉田議員の発言が不適切な発言があったため、委員において発言の取り消しを命ずるよう動議が出されましたので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時19分

委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど動議を出された神谷委員からどの部分か確定したいと思しますので、どんな発言が出されたのか発言を許しますので、お願いいたします。

意(3) 先ほどの委員長の名誉に関わることと言いましたけれども、「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」の部分でございます。

委員長 ありがとうございます。動議の内容はお聞きのとおりであります。

今、3番神谷直子委員から動議が出された内容について、13番倉田委員の発言を取り消すか否か確認をしたいと思imasので、発言を許します。

意(13) すみません。まだ動議も成立していないと思うんですけど、動議の成立をまず決めてからじゃないでしょうか。

委員長 委員会は動議成立しておりますので。今確認をとります。

委員会の場合、一人でも動議が成立いたしますので、確定いたしました。それではもう一度お話を伺います。

13番倉田委員、発言の取り消しをされるか否かお願いいたします。

意(13) 今回、私は委員長の状態についてはこれは不信任を動議で出したいぐらいの私は状況だったと思います。本来であれば私のほうが動機で不信任を出したい。不信任の動議を発議したいと思っておりますところです。そういった内容ですので別にそれは私が発言を取り消すような発言ではございませんので発言は取り消しません。

委員長 分かりました。それでは、本動議を直ちに議題として採決いたします。

13番倉田議員の発言を取り消すことに賛成の議員の挙手を求めます。

挙 手 多 数

委員長 挙手多数で、発言を取り消すことを命じます。

動議は成立しましたので、発言は不適切なため取り消しを命じます。

(6) 議案第44号 令和6年度高浜市一般会計補正予算(第3回)

委員長 質疑を行います。

問(5) 補正予算書の32、33ページ、14款2項1目デジタル基盤改革支援補助金(地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業)について3点お聞きします。

まず、なぜこの時期の補正なのか。二つ目に、この補助金はどのような事業に充当するのか。三つ目に、情報システムの標準化をすることへのメリットは。以上の3点についてお聞きします。

答(ICT推進) 一つ目のなぜこの時期なのかということですが、本年3月29日付で補助金の追加の交付決定がされたことから6月補正で増額補正しております。

補助金が追加交付された背景としましては、補助金の上限額について国は当初人口に基づいて設定しておりました。しかし、多くの自治体はその補助金額ではシステム改修をすることができないことから国は予算を増額し、自治体が提出した移行経費の調査回答額を踏まえ補助金の上限額を再度設定することとされ、今回の追加交付に至りました。

続きまして、二つ目の御質問の充当事業についてお答えします。充当先事業につきましては、当初予算で計上した3つの委託料でございます。一つ目が2款1項14目総合住民情報管理事業の自治体情報システム標準化・共通化業務委託料。二つ目が3款1項2目社会福祉推進事業のソフトウェア標準化業務委託料。三つ目が4款1項2目電算情報管理事業の保険総合システム修正業務委託料です。令和6年度は住基、印鑑登録、税、障害者福祉、児童扶養手当、健康管理に関する業務のシステム標準化作業を進めます。

最後に情報システムの標準化のメリットについてお答えします。情報システムの標準化に取り組むメリットとしましては、システム改修費の削減とベンダーロックインの解消、行政サービス、住民の利便性の向上にあります。以上です。

問（3） 43ページの10款教育費、教育総務費、教育指導費ですけれども、これラーケーションに充てるお金とお聞きしましたが、どのような仕組みでどのような謝礼に使うのかお聞かせください。

答（学校経営 主幹） お答えいたします。愛知県が進める「ラーケーションの日」モデル事業を推進するための愛知県の委託金となっております。これは「ラーケーションの日」の実施により増加する教職員の業務負担軽減のための人的支援として、校務支援員などを配置する愛知県の委託事業です。この額は、県が示した1校当たりの上限額208万5,000円の市内小中学校7校分の額となっております。

高浜市としましては、校務補助員にスクールサポーターを充てていく計画です。

問（13） ではまず補正予算書36、37ページの2款1項3目の地域内分権推進事業についてお伺いしていきます。南部ふれあいプラザの耐震補強工事費321万4,000円が諸事情により増額補正されております。当初の予算金額、それから予算金額に今回のこの工事費を含め結局今予算としていくらになっているのかってところの確認をまずしたいと思います。

答（総合政策） 南部ふれあいプラザの耐震補強工事費の当初の金額とその後の最終額というところでございますが、当初予算のときでは、工事費につきましては1,608万円が当初予算として計上させていただいておりました。今回321万4,000円増額しております。

すので、補正後の合計としましては1,929万4,000円が最終額となっております。

問（13） 前回この補強工事が私はどの程度の補強をするかっていうことをお聞きしたんですけど、特に重要度係数が1.0の補強工事っていうことでよろしかったでしょうか。

答（総合政策） 耐震のI S値が0.6以上を確保するための耐震補強工事というような形になっておりますので、よろしく願いいたします。

問（13） この工事費が重要度係数ですごく変わってくると思うんですね。いわゆる避難所が高浜少ないよってことをずっと私申してるんですけど議会で。避難所としての機能を持たせるのであれば私は1.25の係数が必要だと思ってるんですけど、前はそういったところまではたしか副市長が工事しないって言ったもんだから、そうなるともう1.0になってしまうのかなと思うのでそのあたりの確認と。

それからちょっと前回も聞き忘れちゃったんですけど、確認申請が今回この補強工事だと必要になってくると思うんですけどそういった費用も含まれているんでしょうか。

答（企画部） 前段のほうの質問にお答えさせていただきます。この工事の可否につきましては、当初予算の審議においてもう討論を尽くされているというふうに考えておりますので、その答弁のとおりでございます。

答（総合政策） 確認申請の有無のところの質問でございますが、今回耐震診断の設計業務出しを昨年度行っておりますが、その結果としまして今回の工事につきましては確認申請は不要というような形で報告をいただいております。

問（13） そうするとさっきの設計業務のほうに確認申請に係る手続きとかに係る費用というのは含まれてるっていう理解でいいのかっていうことが1点目と、あと今回増額になったんですけど、この積算っていうのを設計業務の方がやられたんじゃないかなと思うんですけどそのあたりどうなんでしょうか。

答（総合政策） 確認申請の部分でございますが、耐震診断の補強工事の設計業務の中にはいろいろ確認申請等必要な場合はその費用も当初見込んでおったんですが今回の工事につきましては不要ということで、その部分にかかる予定だった予算額につきましては執行残ということで使わないままになってございます。

また今回の設計業務のところでございますが今回増額補正に伴う設計の見直しのところでございますが、こちらにつきましては、内部の技師にも相談しながら職員で行ったというところでございます。

問（13） ということは内部の設計ミスっていうことになるんですかね。すごくこれ不

思議なんですけど、これ入札審で不調になったときの報告はどのような内容だったんでしょうか。その中の協議で今回金額増額するっていうのこれ本当あり得ないと思うんですけど、なぜ同額での再入札もされなかったのかすごく不思議です。これが、いや上げざるを得なかったって言ったらそれは職員のミスになるわけなんで、そのあたりどうなんでしょうか。

答（副市長） 今職員のミスというふうなお言葉が出ましたけど、先ほど来リーダーも説明しましたが、当初一応専門の設計のところをお願いをして、きちんと耐震の補強工事ということで設計書を上げていただいたわけですね。実は最近もそうですけど、工事価格に対して、なかなか市場のアップが追いついていないというのが、逆ですね、工事価格の我々積算する金額に対して、市場のニーズっていうのか実単価が追いついていないですね。実際設計の中身では、当然ながら物価調査会だとか市販で市場価格っていうのが、いわゆる汎用された価格がございましてそれを設計書の中には入れておるんですけど総括のほうでもリーダー言っていると思います。小口だった単価を採用してなかったから、少しでも安くしたいと、安くしたいというか通常価格で何とかなるだろうということで設計して実際入札に付したら、やはりそこに乖離があったからその部分を職員で見直したということなんで、それは何も当初の設計書が間違っているというそういうミスではありません。そこだけよろしく願いいたします。

問（13） ミスではないんだったら何でこのような状況になったと思いますか、副市長は。おかしいですよ。その面積が狭いからとかそんなことは分かってる話なので、それをちゃんと加味して設計すべきですよ。ちょっともうこれ本当に近隣市じゃあり得ないような状況なので。何でこういうことになったのかっていうのはきちんと検証すべきじゃないですか。

答（副市長） 今だから御説明しましたよね。いや、市場単価っていうのか、結局市販されておる単価を使って私どももやってるんですよ。見積もりを取ったりしてますので業者さんは。3社から見積もりを取って、きちんとそこを、安価なものを設計として上げていただいてそれを積算して私ども納品されています。それを入札かけたんですね。それミスじゃないですよ。だから先ほど説明したように、その価格よりもさらに物価の高騰のほうが著しいということを私はお話しとるんですが。その部分について再度見直しをして入札をかけるというのが今回の補正のお願いです。

問（13） よく分からないんですよ。だってこれだけ物価高騰、物価高騰って言って

て高取小だって1.5%上げてどうのこうのっていう話をしてるのに、それが追いついた積算ができなかったっていうのが私は全然理解もできないし、それから1,608万円が1,929万4,000円ですよ。これ尋常じゃない上がり方なんですよね。高取小学校は2年間の物価高騰で1.5%ですよ、上がりが。何でこんなに上がるのかなっていうのがすごく不思議ですし、おっしゃるようにいやいやもうきちんと積算したんですよって言うのであれば、私は積算が正しいっていうふうにここまで副市長がおっしゃるのであればそれはそれできちんと再入札すべきだと思うんですよね、同価格で。同価格でやってくれとこだって今後出てくるかもしれないわけですから。何か本当にそれよく分からないんですけど、どこかに責任があるはずなんですけど、こうなったところの。なんか全然私おっしゃってる意味が理解できないので、なぜこんなに321万円も上がってしまったのか。小口だったって言われるけどその小口は小口なんてもう分かっていることだし物価高騰だったって言うけど物価高騰だって分かっていることなので、なぜこのような積算になったのか。それであれば職員のミスなのか。ミスしか考えられないし、職員のミスじゃなければなぜ同価格で再入札しないかも理解できないんですけど。

委員長 倉田委員、質問をしてください。

問(13) その辺は私が納得できるような御説明があれば再度お願いしたいと思いますけど、なければなぜ逆に321万円という金額になっているのか。この内訳について教えてください。

委員長 質問が重複しておりますので趣旨をしっかりと理解をして質問をしてください。

答(企画部) 倉田委員がおっしゃりたいのは、当初予算から1,900万円にすべきだったということかと思いますが、私どもとしてはなるべく予算を全体的に見たときにできる限り予算として出すときは高いものというよりは、ここまでいけるだろうということで提出させていただいたということでございますのでよろしくお願いいたします。

問(13) なかなか理解できません。それからその下の庁用器具費と機械器具費について先日テントとかAEDとかいろいろ御説明がありましたが、どこに、どのように設置されるのか、具体的に教えてください。

答(総合政策) 庁用器具費、機械器具費ところでございますが、AEDにつきましては、吉浜、高浜、翼、高取の4つのふれあいプラザに今回は配置するための費用を計上しております。今言われましたアルミテントを今回吉浜まちづくり協議会、翼まちづくり協議会、高取まちづくり協議会に整備するための費用と高浜まちづくり協議会にプロ

ジェクターを購入するための費用というような形で計上させていただいております。

問（13） 今の御説明でいくと、AEDが機械器具費でテントが庁用器具費になるんですかね。そこちょっとそれでいいかどうかだけお願いします。

答（総合政策） どれがどちらだというようなところとの御質問でございます。テントにつきましては庁用器具費、AED、プロジェクターにつきましては機械器具費というような形になっております。よろしくお願いたします。

問（13） 38、39ページの3款1項6目高齢者社会参加推進費の老人憩の家等管理運営事業の老人憩の家借地料。これはどこの借地になりますかというところと、結局この補正予算でいくらからいくらになるのか。それから契約書上ですね、総括でも聞いておりますが、金額なのか、どういういった内容の契約になっているのか教えてください。

答（健康推進） まずこちらの借地料につきましては高浜南部老人憩の家となります。そして、増額後の借上料につきましては21万1,206円という形になります。そして契約書上の内訳といたしましては、こちらは課税標準額の一定割合という形でなっておりますのでよろしくお願いたします。

問（13） ということは課税標準額でいわゆる契約書の文言もなってるってことでしょうか。この数字ではなっていないということなのかっていう確認と過去5年間のこの借地料についても教えてください。

答（健康推進） 契約書の定めの中で賃借料につきましては、今お伝えしたとおりで課税標準額の一定割合となっております。過去5年間のとおっしゃられますと、ちょっと手元に資料がございませんのでちょっとお答えができません。よろしくお願いたします。

問（13） 40、41ページ3款3項2目の生活保護事業の生活保護システム改修業務委託料。こちらの内容について詳しくお答えください。

答（地域福祉 主幹） 生活保護システムの改修業務委託料についてお答えいたします。生活保護受給者が就労により生活保護を廃止になった場合に、これまで収入認定された金額に応じて給付金をお支払いする就労自立給付金というものがございます。この計算方法が変わることによるシステムの改修となります。以上です。

問（13） 生活保護の方ですね。本当に生活保護で今いろいろ全国でも訴訟が起きてるぐらいなんですけど。今回就労自立給付金っていうのがどのように変わるんでしょうか。どのように生活保護を受けている方にとって影響があるんでしょうか。教えてください。

答（地域福祉 主幹） これまでの計算方法は単身世帯と世帯員が複数いらっしゃる複

数世帯によって基準となる金額が違うんですけども、その基準額、基本額も変わってくる。あとは収入認定額に応じた加算額があるんですけども、この加算額についても短期間で自立に結び付いた場合、生活保護を廃止に至る場合については、短期間の場合にたくさんお支払いできるようなインセンティブ強化ということで変更がなされております。以上です。

問（13） 今お話聞くとそのインセンティブ効果っていうのは、いわゆるなるべく早く就労していただく方に対しては少し上乘せして払いますよっていうような形になるのかなと思うんですけど、その前にお話された人数によって変わってくるっていうことについては、今後のこのシステム改修でちょっと不利益を被るようなパターンっていうのはないのでしょうか。どうなんでしょうか。

答（地域福祉 主幹） 人数によって不利益があるのかということなんですが、単身世帯と複数世帯の違いというのは、基本額がこれまでですと単身世帯の場合は基本額が2万円、複数世帯の場合は3万円という違いがありましたが、そこに加算される金額については同率となっておりましたので、特に不利益ということはないと考えます。以上です。

問（13） 不利益ということがないっていうのがちょっと今の説明だとよく分からなかったんですけど、半数世帯と複数世帯でどちらかに多分合わせるような形なのかなと思うんですけど、違うんですかね。だからその辺がちょっと今までと多分もらう金額がどのような方が変わってくるのかっていうことを、ちょっとやっぱり明確にしていだけると一番分かりやすいのかなと思うんですけど、どうでしょうか。

問（地域福祉 主幹） これまでは収入認定された金額の10%が積み立てられるような形で加算されていたんですけども今後は10%の加算、ごめんなさい。上限ももちろん単身世帯、複数世帯それぞれ10万円、15万円と決められていたところなんですけども、上乘せされる10%の部分が、今後制度が変わることによって、短期間の間に自立した場合には、その基準となる金額が多いんですけども、期間が長くなるにつれてだんだん減ってくるような仕組みに変わりました。これが10月から変更されるということになります。以上です。

問（13） 説明ありがとうございます。ということは今の御説明でいくと、結局就労までが期間が長く、生活保護を受けている期間が長くなっちゃうと少しずつ給付が残念ながら下がっちゃうような、いわゆる改正だけど改悪に、ちょっとそれをどう取るかは人

それぞれですけど、今までよりも残念ながら下がってしまうっていう方がいるっていう理解でよろしいですか。

答（地域福祉 主幹） もともとその加算できる期間というのが廃止前の6か月間に認定された収入額の10%ということなので、それが短期間で廃止になればその分多くお支払いできるというもので、先ほど申しましたインセンティブ強化をする内容となっております。以上です。

問（13） 4款1項2目の予防接種事業についてお伺いしていきたくと思います。

総括質疑でも接種を勧めるような発言があったんですけど、やはりこれなかなか厚労省がこれ被害に関して公表してくれないんですけど、高浜市におけるやはりワクチンによる健康被害が何名市のほうに申し出があって、それによって何件認められてるんでしょうか。

答（健康推進） 健康被害につきまして現在までに9名の方の相談がございましたが、健康被害調査委員会に申請がありましたのはそのうちの2件で、国のほうの決定がございましたのが1件となっておりますのでよろしくお願いいたします。

問（13） 健康被害も含めて皆さんに御判断いただかなきゃいけないと思うんですけど。

4款1項3目の医療対策推進費についてお伺いたします。

こちらの借地料につきまして評価替えということなんですけど、場所、それから契約内容、いくらがいくらになったのか。それからあわせて平米数も教えていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

答（健康推進） 借地料の増額につきましては、高浜豊田病院の病院運営用地として使用するための地権者の方からの土地の借地料を増額するものであります。必要額につきましては150万8,929円となります。あと、面積につきましては借地面積といたしましては840平方メートルになりますのでよろしくお願いいたします。

問（13） ごめんなさい、よく分からなかったんですけど、その150万円余っていうのは、これ5万6,000円を足した金額なんですか。当初がいくらで、いくらになったのかっていうところを再度ちょっとお示ししたいのと、あと5年間の借地料も分かればっていうところと、契約上はどのようになっていたのかを教えてください。

答（健康推進） 答弁が漏れておまして、すいませんでした。賃借料につきましては、当初145万2,795円に変更予定額としては150万8,929円ということで含まれた金額を先ほ

ど申し上げさせていただきました。

あと契約書の定めの中身につきましては、金額で契約をしておりますのでよろしくお願い申し上げます。あと、過去5年間の借地料につきましては、昨年度につきましては当初予算に計上した金額145万2,795円ですが、それ以前のものについては資料のほうを持ち合わせておりませんのでよろしくお願い申し上げます。

問（13） 先ほどの件と違って今回は金額での契約ってということになるのかなと思うんですけど、そうなった場合、いつどのような形でこういう今回評価替えによって金額を補正予算しますよっていう状況になったのか教えてください。

答（健康推進） 借地料につきましては、前年度の契約金額や当該土地の固定資産税の課税標準額のほうを参考に算定をしておりましたが、今御質問がありました土地につきましてはたまたま相続の発生もございました。その中で評価替えに伴う課税標準額の変更などに伴いまして、地権者の方からの申し出による協議がありまして、その中で借上料のほうを決定をさせていただいております。

問（13） ページ変わりました42、43ページになります。

先ほどもほかの議員から質問がありましたスクールサポーターの謝礼とキャリアスクールプロジェクトの講師謝礼ということなんですけど、これ「つなぐ」のモデル校ということとか、ラーケーションのモデル校ってということなんですけど、具体的にどういったことに取り組まれるのかっていうのがなかなかちょっとイメージができないんですけど。具体的にどういったことを、そしてどのような目的っていうか子供たちに狙いを定めていらっしゃるのか。そのあたりもう少し詳しくお答えいただけないでしょうか。

答（学校経営 主幹） スクールサポーターのものとキャリア教育ということですが、ではまず初めにキャリアスクールプロジェクトについてお答えいたします。

キャリアスクールプロジェクトのまずモデル校は翼小学校に配置しております。どのような事業かということですが、愛知県による魅力あるあいちキャリアプロジェクトで、小中学校の発達段階に応じた系統的なキャリア教育を進めていく事業の一つとして位置付けられております。そのキャリアスクールプロジェクト「つなぐ」小学校版というような事業です。

具体的に言いますと、キャリア教育の視点を取り入れた体験学習などに取り組むとともに、キャリア教育で育みたい基礎的・汎用的能力を明確にし、その育成を図ることが狙いとなっております。

今回高浜市においては系統的なキャリア教育を推進する総合的な学習の時間、高浜カリキュラムに位置付けまして実践していきます。モデル校である翼小学校は、この事業において防災教育を通して、主体的に考え行動する力、また安心・安全な社会づくりに貢献できる力、こういった力の育成を狙っております。

続きましてスクールサポーターに関することとなります。先ほどもお答えさせていただきましたが、今回の補正で上げているスクールサポーターにつきましては、ラーケーション推進事業における校務補助員として充てていくスクールサポーターの報償金として上げております。モデル校としましては、市内小中学校全ての7校をモデル校としています。「ラーケーションの日」に関する業務は、年度当初から発生いたしますが当初予算が通らないと校務支援員を充てることができません。そこで、教育委員会としましてもこの委託金を令和6年度の当初予算に計上していくために具体的な委託金額を昨年度から県のほうに再三確認し続けてまいりましたが、2月の県議会で議決されないと示すことができないという回答でこちらが当初予算額を計上する1月になっても回答は得られませんでした。そこでこの4月からラーケーション業務の校務補助として雇うために令和5年度4月から6月までのスクールサポーターの実績を参考としまして、まずは令和6年度のスクールサポーターの報償金を令和5年度当初より421万円増額することで年度当初から「ラーケーションの日」に関する業務について対応できるようにしました。この補正額である1,038万5,000円は県の委託金1,459万5,000円から増額分421万円を差し引いた金額となっております。

こういった補助ができるのかということではありますが、「ラーケーションの日」に直結する業務としましては、保護者の方々が家族で相談をしていつに取りましょうという取得の申請用紙を学校が受け取って、それを回収したり仕分けをしたり、お休みになりますのでその日は来ないということになりますので、出席管理システムへの入力だとか給食の食数の変更だとか食材発注の変更だとか給食の実施簿への入力など多岐にわたって業務が増えていきます。これらの業務対応が増加したことによって、担任さんなどの日々の授業プリントの印刷だとか教材の準備の補助だとか学校全体の業務の改善に繋がる業務に従事することもできますので、こういったモデル事業で教職員の業務負担軽減に繋がることを期待して取り組んでまいります。

付け加えますと、県教委は学校職員補助に係る業務について広く行っても良いというふうにも言われておりますので、教職員の業務負担軽減に積極的に繋げていけたらと期

待しております。長くなりました。以上です。

委員長 このまま引き続き委員会を続けますので、よろしく願いをいたします。

問（13） ありがとうございます。ラーケーションで何でスクールサポーターなのかなってというのがよく分からなかったんですけど、今の御答弁でよく理解できました。ありがとうございます。

続きまして10款4項1目の幼児教育費、こちらも吉浜幼稚園の運動場の借地料ということで7万1,000円補正予算が上がっております。先ほどと同じく契約内容、いくらがいくらになったのか、それから平米数お願いいたします。

答（こども育成） 当初予算の契約額が123万2,386円で補正後の契約予定額が130万3,896円、借地面積につきましては898平方メートルとなります。

問（13） 契約内容はどのような契約の文言で契約をされてるんですか。あの数字でしようか、もしくは固定資産評価額に基づくものなのかっていうのと、あと5年間の借地料が分かればお願いしたいと思います。

答（こども育成） 契約書には賃借料として年額123万2,386円とすると金額で表記をしております。また5年間の借地料については手元に資料を持ち合わせておりません。

問（13） いわゆる地主さんのほうから、今回固定資産の評価替えによって固定資産税が上がったよということで申し出があったっていうことでよろしかったでしょうか。

答（こども育成） こちら契約書に金額の表記の下にただし書として、いわゆる前年度と比して土地の固定資産、都市計画税が増額した場合、それに応じて当該年度途中において増額分を加算する変更契約を締結するものとするという表記がされておりますので、それに従って変更という形です。

問（13） はい、非常によくわかりました、今の御答弁。44、45ページに行きます。10款5項2目の生涯学習機会提供費、同じくここ評価替えによる土地の賃借料の増額ということなんですけど、同じくこれいくらがいくらになったのか、それからこの場所どこになるのか、それから平米数をお願いいたします。

答（文化スポーツ） まず場所でございますけれども3か所ございます。1点目がシルバー北駐車場でございますけれども、当初の契約額が396万437円。それから変更後の契約予定額が418万8,067円、面積といたしましては2,296平米でございます。

それから2か所目が女性文化センターの駐車場。当初の契約額が259万9,398円、変更後の契約予定額が261万9,032円、面積は1,626平米でございます。

それから3か所目が春日庵の駐車場。当初の契約額が24万5,579円、変更後の契約予定額が24万6,271円、面積といたしましては382.78平米でございます。

問（13） 同じく先ほどのこども育成さんのようにどのように契約書には書かれていたのか、どのような経緯で今回の補正に至ったのかお願いいたします。

答（文化スポーツ） それぞれの契約書の規定でございますけれども、金額で規定をしております。土地所有者の方に対してですけれども、3年に一回評価替えがあるということは御承知でいらっしゃいますので、私どものほうも契約に際しては、固定資産税の課税標準額が変わる可能性があるというところで、増額になった場合は増額、逆に減る場合もあるかもしれないということで、その増減に応じた対応をするということで土地所有者の方からも了解をいただいて、この度の対応をとったものでございます。

問（13） 先ほどの幼稚園の駐車場のように明文化されてるのかされてないのか。それから今減る場合はっていう話もあったんですけど、今までこれ評価替えによって契約金額減ったっていうことはあるんでしょうか。

答（文化スポーツ） 契約書のほうには、先ほどこども育成グループリーダーが答弁しましたようなそういった明文化規定ということはありません。評価替えによって減額となるケースがあったかということですが、そういったケースはございます。

問（13） ページ変わりました48、49ページの公共施設の予約システムのこの債務負担行為がこのように今回補正で上がってきている理由、内容についてお答えください。

答（ICT推進） 現年度補正予算のほうで公共施設の予約システムの導入経費については予算計上させていただいております。令和7年度以降については、公共施設予約システムなどの月額使用料などランニングコストを支払っていくこととなります。

その費用が毎年190万1,000円かかる見込みですので、5年総額の950万5,000円を見込んでおります。以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第44号の質疑を打ち切ります。

(7) 陳情第3号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める
意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(3) 陳情第3号ですが、国の行政機関の現場では正規職員を増やすことができず云々とありますけれども、この国の行政機関の最初の1行目ですね、国の行政機関の機構・定員管理に関する方針に基づいてとあります。こちらは撤回を求められておりますが、この国の方針はICTの活用など行政の業務改革を推進しつつ、人員の再配置などを進めるものであり、サービスの低下を招くものではなく住民の安全・安心は必ず支えるものと考えております。以上です。現時点では、この陳情については反対いたします。

意(5) 道州制は都道府県に代わってより広域の単位で新たな地方自治体を設置し、国から広範な権限と財源を移管する制度との考えで、国の役割を丸投げするものではないと考えておりますので、この陳情には反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第3号についての意見を終了いたします。

(8) 陳情第5号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(3) 保育所職員の人材定着確保のための保育士配置基準ですが、保育所の人材確保の一つといたしまして、令和4年2月から9月まで実施されました保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例交付金が令和4年10月より処遇改善等加算として公定価格に組み込まれており、令和5年度も引き続き行われました。ということを見ると、この加算は職員の賃金の継続的なベースアップ等に要するもので、職種や勤務形態を問わず事務所に勤務する職員が対象であり、徐々にではありますが保育士の給料も上がっていることを考えると、この労働環境を改善するだけではなく保育士の賃金水準の抜本的な引き

上げなどは進められていることから、こちらでも反対させていただきます。

意（５） 保育所職員の人材定着確保のため賃金水準の抜本的な引き上げなど更なる処遇の改善を図るとありますが、賃金水準の引き上げだけではなく労働環境を整えることも考えていかなければならず、本陳情にはその方策は触れられていないため、反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第５号についての意見を終了いたします。

（９）陳情第６号 介護・障害福祉職場の１人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（３） こちらも介護・障害施設の夜勤体制の改善とありますけれども、こちらでも介護職員の処遇改善は拡充されております。常に本来は事務所や施設の経営努力や労使間の交渉で行われるべきであると指摘がなされていることもありますので、こちらは現段階では、この陳情には反対をいたします。

意（５） 2023年度、夜勤実態アンケートで１人夜勤についての回答がありました。１人夜勤勤務に不安を抱えられていることが感じられますが、１人夜勤をなくすことに言及するという内容とは違うと考えます。また、夜勤者の複数配置を実現させるためには、現状で介護職場での人材確保が逼迫する中で対応することは厳しい状況と考えますので、この陳情には反対とさせていただきます。

意（７） 夜勤は施設にもよりますが、日勤２日分に相当するため夜勤体制を常時複数配置すると日勤者が減少してしまいます。御利用者は、日勤者が少なくなることによる事故や職員の心の余裕がなくなることによるイライラに繋がり、日中でも虐待のリスクは十分に上がると考えられます。また、御利用者の自立度が高い施設では１人夜勤でも問題ないところもありますので、陳情第６号には反対いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第6号についての意見を終了いたします。

(10) 陳情第7号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(3) こちら教職員の労働改善には取り組んでおると思っておりますので、この陳情には反対させていただきます。

意(5) 1年単位の変形労働時間制の導入が一層の長時間労働をもたらし、教職員の命と健康を脅かす大問題になるとありますが、なぜかが理解できませんので、この陳情には反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第7号についての意見を終了いたします。

以上で付託されました案件の質疑及び意見は終了いたしました。

なお、本委員会においては自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- (1) 議案第38号 高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準を定める条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第39号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (3) 議案第40号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第41号 高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第42号 事業契約の変更について

挙手多数により原案可決

(6) 議案第44号 令和6年度高浜市一般会計補正予算(第3回)

挙手多数により原案可決

(7) 陳情第3号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める
意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

(8) 陳情第5号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜
本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を
求める陳情

挙手少数により不採択

(9) 陳情第6号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とするこ
とを求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

(10) 陳情第7号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教
職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求
める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。
お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午後 0 時 22 分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長